

撤去費用の一部を補助します

コンクリートブロック塀の点検を

自宅などにコンクリートブロック塀を所有している人は、安全点検を行いましょう。危険な民間ブロック塀などに対しては、撤去費用の一部を補助する制度があります。

図建築指導課(☎504-2288、☎504-2529)か下の各区建築課

傾きやひび割れなど危険信号を見逃さないで

まずは、下の項目の1～5について外観をチェック、5については定期的にチェックしましょう。1つでも該当しない項目があれば、倒壊などの危険性があります。外観チェックの結果、高さなどの基準を満たしていない場合の改善方法や、6の塀内部の鉄筋の有無、基礎の状況などの詳細な点検に関しては、工事施工業者や設計業者などの

専門家に相談しましょう。

点検の結果、倒壊などの危険性があると確認された場合には、速やかに、通行者へ注意を促す表示の設置、コンクリートブロック塀の補修、または撤去をご検討ください。

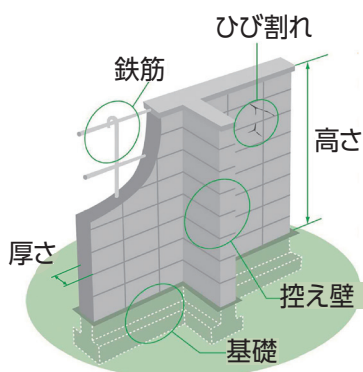
撤去費用の一部を補助します

道路に面する高さ1m以上のブロック塀などを対象に撤去費用の一部を補助します。予算の範囲内で先着順。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 531



ブロック塀のチェックポイント



出典:パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1より一部改

チェック項目／法律で定められている基準

- 1.塀は高すぎませんか? / 塀の高さは地盤から2.2m以下
- 2.塀の厚さは十分ですか? / 塀の厚さは10cm以上(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3.塀の高さが1.2m超の場合、控え壁はありますか? / 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁
- 4.基礎はありますか? / コンクリートの基礎を
- 5.塀は健全ですか? / 塀に傾きやひび割れがある場合は早急に修繕を
- 6.塀に鉄筋は入っていますか? 基礎の根入れ深さは? など

■各区建築課

区	電話	区	電話	区	電話	区	電話
中	☎504-2579	南	☎250-8960	安佐南	☎831-4952	安芸	☎821-4929
東	☎568-7745	西	☎532-0950	安佐北	☎819-3938	佐伯	☎943-9745

8月から、市営基町駐車場が民営に変わります

引き続き駐車場として利用できます

市営基町駐車場周辺の再開発事業を官民一体で進めるとともに、将来的に原爆ドームの北側を望む良好な景観の形成を図るため、同駐車場と広島商工会議所ビルの土地・建物の財産交換を行います。

図再開発については、都市機能調整部 市街地再開発担当(☎504-2322、☎504-2309)、市営駐車場については、自転車都市づくり推進課(☎504-2349、☎504-2379)

都心活性化のリーディング・プロジェクト

市は、紙屋町・八丁堀地区の活性化に向けたリーディング・プロジェクト(先導的な事業)として、市営基町駐車場周辺の再開発事業を進めています。同駐車場周辺は、市街地整備の推進が都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として、国により令和2年に指定された「特定都市再生緊急整備地域」にも含まれています。

このたび、広島商工会議所が本再開発事業に参画することが決まり、

8月1日付けで同駐車場と商工会議所ビルの土地・建物の財産交換を行うこととなりました。

8月から広島商工会議所の管理・運営に

財産交換後は、基町駐車場の管理・運営を広島商工会議所が行います。

現在、駐車場を定期・一時利用している人は、特別な手続きなくこれまでどおり利用できます。詳しくは現地でご確認ください。また、地下の市営基町自転車等駐車場は引き続き市が管理・運営します。

高齢者や障害者など避難支援が必要な人

意向調査にご協力ください

災害時に自力で避難することが難しい人が、地域の支援を受けて避難できるよう、日頃から避難支援に必要な情報を自主防災組織などに提供しています。

図危機管理課(☎504-2653、☎504-2802)、健康福祉企画課(☎504-2144、☎504-2169)

避難支援などに使用します

災

害時に自分一人で避難することが難しいと思われる人を対象に、避難支援を行う自主防災組織や町内会などの関係団体へ、必要な情報を提供することについての意向調査を行います。

情報の提供に同意された場合は、関係団体に情報を提供し、災害時の避難支援や安否確認などに使用します。

なお、災害時の避難支援は、地域の助け合い(共助)により行われるものです。日頃から地域での取り組みに参加するなど、コミュニケーションを図りましょう。

8月31日までにご返送を

対象の人に「意向調査票」を郵送します。

【発送日】7月下旬

【返送期限】8月31日(火) ※同意しない場合も返送してください

【対象】今年4月1日時点で次のいずれかの要件に該当する人

- 要介護3以上の人
 - 身体障害者手帳1・2級、肢体不自由3級の交付を受けている人
 - 療育手帳④またはAの交付を受けている人
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
 - 居宅介護、短期入所、補装具費の支給を受けているか、日常生活用具の給付サービスを受けている難病患者
 - 上記以外で、これまでの災害時要援護者名簿に登録している人
- ※昨年度の意向調査対象者などは調査の対象外です

調査についてご不明な点は、郵送書類に記載している広島市避難支援・対策調査コールセンター(通話料無料)へお問い合わせください。

福祉避難所について

災害時には、まず小学校などの指定緊急避難場所へ避難しますが、避難が長期化するときは、必要に応じて、市が福祉避難所を開設します。

福祉避難所とは、高齢者や障害者

などが利用しやすいよう、車椅子使用者などに対応したトイレやスロープなどを整備し、相談員を配置するなど、福祉的な配慮をした避難所です。

新型コロナウイルスワクチン優先接種対象者について

12歳から64歳までの人で優先接種の対象となる人は、下の表のとおりです。国の示す対象者、市独自の対象者のいずれも優先接種の対象となります。

優先接種対象者は、接種用クーポン券が届いた日から7月30日(金)までの期間、優先して接種の予約が可能です。それ以外の人は7月31日(土)から予約受付開始予定です。詳しくは市ホームページで。

市HP ページ番号 206315



区分	対象
国が示す対象者	●基礎疾患のある人※ ●高齢者施設・障害者施設などの従事者
市独自の対象者	●福祉施設(高齢者施設・障害者施設などを除く)の入所者・従事者 ●介護サービスなどの従事者 ●障害者 ●学校などの教職員 ●市内中心部の酒類を提供する飲食店従事者

※基礎疾患のある人について

ご自身が該当するかは、クーポン券に同封のお知らせをご覧ください。また、基礎疾患のある人は、なるべくかかりつけの医療機関で接種を受けてください。

- 接種は任意です。接種を受けていない人に接種を強制したり、差別的な扱いなどをすることのないようお願いします
- 優先接種対象者に該当するかの確認は接種の予約時に行います。証明書の提出などは不要です

図広島県新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター (☎ 513-2847)